

## 議案第72号 小松島市コミュニティ集会所条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

施設の設置目的に反しない限りにおいて、集会所の営利目的での利用を可能とする等の改正を行うもの。

小松島市コミュニティ集会所条例(昭和58年小松島市条例第31号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(供用)</p> <p>第2条 コミュニティ集会所(以下「集会所」という。)は、その設置の目的に照らして広く住民の利用に供するものとする。ただし、次の各号の一に該当するときは、利用の承諾を与えないものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 営利を目的とする事業を行うおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(使用料及び利用料金)</p> <p>第6条 集会所の使用料は、無料とする。ただし、前条の規定に基づき指定管理者が管理に関する業務を行う集会所のうち市長が<u>適当と認めるものについては、指定管理者は、利用者から当該集会所の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を収受することができる。</u></p> <p>2 <u>利用料金は、各室1時間につき1平方メートルあたり50円を単位</u></p>	<p>(供用)</p> <p>第2条 コミュニティ集会所(以下「集会所」という。)は、その設置の目的に照らして広く住民の利用に供するものとする。ただし、次の各号の一に該当するときは、利用の承諾を与えないものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>(市が管理する集会所の使用料)</p> <p>第6条 集会所のうち、市が管理するものの使用料は、無料とする。<u>ただし、営利を目的として利用する場合は、市は、各室1時間につき1平方メートルあたり50円を単位として算定される額の使用料を徴することができる。</u></p>	<p></p> <p>削る</p> <p>改正</p> <p>改正</p>

<p><u>として算定される額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</u></p> <p>(利用料金の減免等)</p> <p>第7条 _____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p> <p>2 <u>この条例に定めるもののほか、利用料金に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>(指定管理者が管理する集会所の利用料金)</p> <p>第7条 <u>集会所のうち、第5条の規定により指定管理者が管理するものであって、市長が適当と認めるものについては、当該指定管理者は、利用者から当該集会所の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を収受することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の利用料金の額は、各室1時間につき1平方メートルあたり50円を単位として算定される額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</u></p> <p>(使用料及び利用料金の減免)</p> <p>第8条 <u>市は、第6条ただし書の規定にかかわらず、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>追加</p> <p>改正</p> <p>改正・追加</p> <p>改正</p> <p>削る</p> <p>改正</p>
---	--	--